五　募入決定の方法
イ　価格競争入札発行
各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行
各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
六　発行額
イ　価格競争入札発行
額面金額で五兆三千百二十一億九千万円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行
額面金額で四千三百六十七億円
七　払込金額
イ　価格競争入札発行
五兆三千百二億九千十一万五千百円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行
四千三百六十五億四千三百六十六万千四百円
八　最低額面金額
千万円
九　振替単位
振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
十　発行日
平成二十一年八月三十一日
十一　発行価格
イ　価格競争入札発行
額面金額百円につき九十九円九十六銭四厘以上のそれぞれの応募価格
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行
額面金額百円につき九十九円九十六銭四厘二毛
十二　償還期限
平成二十一年十一月三十日
ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
十三　償還金額
額面金額百円につき百円
十四　元金支払場所
日本銀行
十五　入札参加者
財務大臣から通知を受けた者
十六　払込期日
平成二十一年八月三十一日

○農林水産省告示第千二百八十号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項の規定に基づき、平成十四年二月二十二日農林水産省告示第三百三十三号（租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十一年九月九日

農林水産大臣　石破　茂

表熊本県の項中「熊本県新拓農業協同組合」を「肥後開拓農業協同組合」に改める。

○農林水産省告示第千二百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年九月九日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　和歌山県田辺市龍神村丹生ノ川字坂田井六〇七の六（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字坂田井六〇七の六（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年九月九日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　島根県仁多郡奥出雲町小馬木一八三三の九五、一八三三の一一〇、一八三三の一五一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年九月九日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　島根県江津市松川町上津井六七五、六七五の一、六七五の二、六七七、六七九、六八〇、六九三の一、六九五、六九六の一、六九六の二、六九七、六九七の一、七〇六、七〇六の一、七一七、七一七の一、七一八から七二四まで、七二四の一、七二五、七二九、七三六統一、七三七の三、七四一、七四二の一、七五〇から七五二まで、七五五の一、七六二、七六三、七六六の一、九四八の一、九四九、九五一、九五一の一、九五一の二、九五二、九五二の二から九五二の五まで、九五三、九五四、九五四の一から九五四の三まで、九五五、九五五の一から九五五の四まで、九六〇、九六一、九六一の一から九六一の六まで、九六二、九六二の一、九六三、九六三の一から九六三の八まで、九六四内一、九六四の一、九六四の二、九六六の二、九六七、九六七の一、九六九から九七一まで、九八一の一、九八二、九八二の一から九八二の八まで、九八三の二、九八七の一、九八八の一、九八九

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年九月九日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　長野県上田市上室賀字長谷二八の一、二八の二、三〇の一、三〇の二、三一、三二のイ、三二のロ、字三ツ頭一七四六の一（次の図に示す部分に限る。）、一七四六のイの二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字長谷二八の二・字三ツ頭一七四六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。